

安全運転の実技指導の公表について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

1.教育期間

- ・入社後、特定バスの研修を受けた後、乗務経験を積み、貸切バス運転士として選任前に20時間以上の研修を実施する。

2.車種区分

- ・大型バス・中型バス・マイクロバス

3.教育担当者

- ・実技指導は指導教官および、運転者のうち実務経験が長く、事故が少なく安全運転のできる指導運転士が行い、座学は運行管理者が行う。

4.実技指導の具体的な内容（指導運転士の添乗）

- ・車両特性に合わせた運転操作
- ・交通状況に応じた運転方法
- ・危険予測による「急」な運転操作防止
- ・発進時、右左折時、後退時の安全確認及び操作方法
- ・高速道路利用時の走行方法

4.主な実施ルート

- ・都内観光地研修（皇居周辺、お台場、浅草、東京スカイツリー等）
- ・山間部研修（山梨富士山方面、埼玉秩父方面、群馬伊香保方面）
- ・実技指導後、指導運転士及び運行管理者のもと、ドライブレコーダーを使用し座学研修を行う。